

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条 例 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の特例に関する条例
- ◇ 規 則 鳥取県生繭取扱規則等の一部改正
- ◇ 告 示 保険医の登録
- 馬の伝染性貧血検査及び牛の肝てつ検査、駆除並びに豚コレラ予防注射
- みつばちの移入禁止区域の解除
- 換地計画の認可
- 昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良事業計画書の縦覧

条 例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の特例に関する条例をここに公布する。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 郎

鳥取県条例第一号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例

の特例に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害の当時災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された地域に居住し、当該風水害により被害を受けた者（以下「被災者」という。）にかかる世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例（以下「補助条例」という。）に基づく世帯更生資金貸付事業に対する補助金の交付に関し補助条例第四条第一号の規定により知事がつける条件について特例を定めることを目的とする。

(補助条件の特例)

第二条 補助条例第四条第一号の規定により知事がつける条件のうち、被災者に対し貸し付ける生業資金、支

度資金並びに生活資金のうち生活費及び家屋補修費の貸付金額の限度、償還期間、すえ置期間等については、補助条例別表の二（貸付金の種類、貸付金額の限度、

償還期間及びすえ置期間）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

貸付金の種類	貸付金額の限度	償還期間	すえ置期間	備考
生業資金	五〇、〇〇〇円	四年以内	二年以内	自立更生の実効を挙げるため、真に必要と認められる場合は一〇〇、〇〇〇円まで貸し付けることができる。
支度資金	一五、〇〇〇円	二年以内	二年以内	貸付期間は、三月を超えないものとする。世帯人員二人以内は月八、〇〇〇円以内、三人以上四人以内は月一、〇〇〇円以内とする。
生活費	月額一五、〇〇〇円	四年以内	二年以内	
家屋補修費	三〇、〇〇〇円	三年以内	二年以内	

附則
この条例は、公布の日から施行する。

規則

鳥取県生鹼取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

鳥取県生鹼取扱規則等の一部を改正する規則

(鳥取県生鹼取扱規則の一部改正)

第一条 鳥取県生鹼取扱規則(昭和二十五年五月鳥取県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「規則第四十条」を「規則第五十九条」に改める。

第四条中「官吏又は」を削る。

様式第一号の表中「貫」を「キログラム」に改める。

(鳥取県鹼取引調査規則の一部改正)

第二条 鳥取県鹼取引調査規則(昭和二十七年六月鳥取県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「中小企業等協同組合法第七十条第一項若しくは第七十七条第一項」を「中小企業等協同組合法第九条の二第一項若しくは第九条の九第一項」に改める。

別記様式第四号及び第五号の表中「生貫」を「生鹼キログラム」に改める。

(鳥取県鹼鑑定規則の一部改正)

第三条 鳥取県鹼鑑定規則(昭和二十八年七月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(屑鹼を除く、以下同じ。)」を削る。

第二条中「鹼検定規則(昭和二十六年農林省令第二十八号)第十三条の各項目につき同規則第十四条を「鹼検定規則(昭和二十八年農林省令第四十八号)第二条に規定する各項目につき同規則第三条」に改める。

第三条中「数量を減ずることができる。」を「数量を増減して提出することができる。」に改める。
(鳥取県蚕種取引調査規則の一部改正)

第四条 鳥取県蚕種取引調査規則（昭和二十七年六月鳥取県規則第四十六号）一部を次のように改正する。

第二条第二項中「普通蚕種印」を「學術研究用蚕種印」に改め、同条第三項中「中小企業等協同組合法第七十条第一項若しくは第七十七条第一項」を「中小企業等協同組合法第九条の二第二項若しくは第九条の九第一項」に改める。

（蚕糸事務に関する権限委任規則の一部改正）

第五条 蚕糸事務に関する権限委任規則（昭和二十八年八月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県層繭鑑定規程（昭和十八年六月鳥取県告示第三百五号）は、廃止する。

告 示

鳥取県告示第五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をした。
昭和三十五年二月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

保 険 医 名	住 住 所	登 録 の 記 号	登 録 年 月 日
能勢順吉	米子市紺屋町九二ノ二	鳥医七四九	昭和三五、二、二
井上淳一	四 東福原九一	七五〇	二、二
越智 勤	目九 加茂町一丁	七五一	二、二
田中 和子	目一〇二 灘町三丁	七五二	二、二

鳥取県告示第五十四号

次のように馬の伝染性貧血検査及び牛の肝て、つ、検査、

駆除並びに豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、馬、牛及び豚の所有者に対して検査、駆除及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 馬の伝染性貧血、牛の肝て、つ及び豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬の伝染性貧血検査……馬

肝て、つ、検査……牛。ただし、生後三月以内、分べん前

実施期日 実 施 区 域

二月 八日 日野郡溝口町宮原、溝口、父原

九日 “ “ 根雨原、泉、荘

十日 “ “ 宇代、古市、中祖

十一日 “ “ 大江、上野、長山

後一月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

伝染性貧血検査……チヨッケ試験管法による赤血球数検査及び担鉄細胞検出法

肝て、つ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別 表

一 馬の伝染性貧血及び牛の肝て、つ、検査駆除

実 施 場 所

溝口、宮原、父原家畜検診所

根雨原、泉、荘

宇代、古市、中祖

大江、上野、長山

十二日	谷川、大倉	谷川、大倉
十五日	金屋谷、岩立	金屋谷、岩立
十六日	日野町高尾、根雨	高尾、根雨家畜市場
十七日	溝口町三部、宮の萃	三部、宮の萃家畜検診所
十八日	栃原、富江	栃原、富江
十九日	添谷、未鎌	添谷、未鎌
二十二日	江府町武庫、池の内、深山口	武庫、池の内、深山口
二十三日	御机、美用原、宮市	御机、美用原、宮市
二十四日	下蚊屋、貝田	下蚊屋、貝田
二十五日	江尾、佐川、柿原	江尾、佐川、柿原
二十六日	大河原、西成、吉原	大河原、西成、吉原
二十七日	溝口町溝口、市場、根雨原、上野、大平原	溝口、市場、根雨原、上野、大平原
二十九日	金屋谷、岩立	金屋谷、岩立
二 豚コレラ予防注射		
実施月日	実施区域	実施場所
二月 三日	西伯郡西伯町法勝寺	各豚舎巡回注射
四日	大國	
五日	天津	
六日		米子市尚徳
十日		西伯郡岸本町大幡
十一日		八郷、幡郷
十二日		米子市崎津
		西伯郡伯仙町泉
		米子市崎津

十三日	崎津	
十六日	福生、福米	
十七日	福米、加茂	
十八日	住吉、加茂	
十九日	彦名	
二十日		
二十二日	富益	
二十三日		
二十五日	大篠津、夜見	
二十六日	和田、夜見	
二十七日	和田	
二十九日	西伯郡日吉津村	

鳥取県告示第五十五号

昭和三十四年十月鳥取県告示第五百三十三号によるみつばちについての移入禁止区域(愛媛県)の指定は、昭和三十五年二月五日限り解除する。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十六号

西伯郡会見町天万土地改良区から申請のあつた換地計画は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定により、昭和三十五年一月二十九日認可した。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十七号

昭和三十五年一月臨時県議会で一月二十六日議決された昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算は、次のとおりである。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

歳入	歳出	更正	予算額
12			50,000

1	県債	50,000
入	合計	50,000
9	歳入	
1	歳入	
2	歳入	
出	合計	50,000

鳥取県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

富長土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 杉原 茂市 西伯郡名和町大字富長

1	県債	50,000
入	合計	50,000
9	歳入	
1	歳入	
2	歳入	
出	合計	50,000

就任した役員の名及び住所

理事 桑本 親章 西伯郡名和町大字富長

1	県債	50,000
入	合計	50,000
9	歳入	
1	歳入	
2	歳入	
出	合計	50,000

昭和三十四年十一月七日総会において総選挙の結果当選し十一月十七日就任、任期二年。

鳥取市上井手土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 広岡 辰三 鳥取市橋本

1	県債	50,000
入	合計	50,000
9	歳入	
1	歳入	
2	歳入	
出	合計	50,000

前田 元蔵 八坂

前田 正明 八坂

山田 善麿 美和

山田 宗太郎 古郡家

前田 光義 古郡家

山根金五郎 久未

植田 盛一 東大路

植田 新吉 美和

村上 清次 久未

村上 清次 東大路

岸本 重雄 美和

小林 留吉 久未

昭和三十四年五月二十日申請人において選任の結果五月二十一日就任、任期第一回総会まで。

退任した役員の名及び住所

理事 広岡 辰三 鳥取市橋本

広岡 元蔵 八坂

前田 正明 八坂

山田 善麿 美和

山田 宗太郎 古郡家

前田 光義 古郡家

山根金五郎 久未

植田 盛一 東大路

植田 新吉 美和

村上 清次 久未

岸本 重雄 美和

小林 留吉 久未

就任した役員の名及び住所

理事 広岡 辰三 鳥取市橋本

前田 元蔵 八坂

前田 正明 八坂

山田 善麿 美和

山田 宗太郎 古郡家

前田 光義 古郡家

山根金五郎 久未
 植田 盛一
 植田 新吉
 村上 清次 東大路
 監事 岸本 重雄 美和
 小林 留吉 久未

昭和三十四年五月二十四日第一回通常総会において総選挙の結果当選し、五月二十五日就任、任期二年。

杉谷土地改良区

退任した役員の名及び住所
 理事 田本 愛二 日野郡江府町大字杉谷
 加藤 政実

片山 利雄
 片山 富衛
 加藤 清俊
 加藤 信夫
 監事 河上 忠雄
 清水 茂美

就任した役員の名及び住所

理事 片山 利雄 日野郡江府町大字杉谷
 片山 富衛
 末次 録郎
 加藤 清俊
 清水 茂美
 加藤 信夫
 監事 山野 博寿
 加藤 整三

昭和三十四年九月二十日臨時総会において総選挙の結果当選し、九月二十一日就任、任期二年。

鳥取県告示第五十九号

昭和三十四年四月二十五日付で所子土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水施設の土地改良事業は、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次

のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十五年二月五日から昭和三十五年二月二十四日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

西伯郡大山町 所子所子土地改良区事務所